

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ⇨ 代償分割とは

**Q** : 代償分割という分割の方法があると聞きました。どのような方法ですか？

**A** : 贈与相続財産をもらった相続人が、自分の財産を他の相続人に引き渡して分割する方法をいいます。

### 【解説】

代償分割とは、相続人の誰かが他の相続人より相続財産を多くもらう代わりに、その相続人の財産を他の相続人に支払いをすることで分割する方法をいいます。

代償分割をするときは、遺産分割協議書及び相続税の申告書にその旨を記載しなければなりません。記載がなく、相続人間で金銭のやり取りを行ったような場合は、贈与として課税されることがありますので、注意してください。

代償分割を行った場合は、相続税を計算するときに代償財産を次のように評価することが認められており、いずれを採用するかで税額が違ってきますのでよく検討する必要があります。

① 支払った金額

②  $A \times C \div B$

A : 代償債務の額

B : 代償分割の対象となった財産の代償分割時の時価

C : 代償分割の対象となった財産の相続開始時の相続税評価額

③ ②の算式に準じて又は合理的と認められる方法によって計算した金額

